

仕 様 書

1 業務名： 林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報系システム」の改修及びメンテナンス等業務

2 業務の目的

本件は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の林業信用保証業務の「情報系システム」（以下「情報系システム」という。）における信用格付と資産査定結果の整合性を確保するため、信用基金に設置された検討会及びワーキンググループ等で実施した各種分析・検証等の作業結果に基づき、システムの改修及び同システムのメンテナンス等の業務について、具体的な実施内容を定めるものである。

3 概要

（信用格付と資産査定結果の整合性の確保について）

- (1) 林業信用保証業務では、信用格付のために「情報系システム」を用いているが、それとは別に資産査定のために「保証先区分」が存在している。
- (2) 保証先区分の判定基準は、主に保証先の財務分析などの指標を採用し、保証先に対する「総合的な判断」という観点を踏まえた上で保証先区分を決定している。当該基準は信用基金の林業部保証課における信用格付の判定基準と概ね同じ考え方に基づいて構築されているが、信用格付の結果に直接的に反映されないことによって乖離が生じ、結果的に整合性を欠くケースが多く存在している。
- (3) 信用基金において設置・運営されている検討会及びワーキンググループにおいて、信用格付の格付段階ごとに資産査定結果との乖離が生じた原因を定量要因（PD（Probability of Default（倒産確率）格付）、形式基準（一次格付）、定性要因（最終格付））に各、検証・分析し、新たな基準の設定・検証を行った。
- (4) 検証・分析結果に基づき一定の結論を得た。
- (5) 特に、倒産確率と相関性が高いなど合理的な判定項目については維持しながらも、信用格付と資産査定との両者のルールが重複している（または、選択するルールが複数ある）場合などにおける技術的な対応が必要なことから、情報系システムの改修を実施する。

（情報系システムのメンテナンスについて）

- (6) 現行の「情報系システム」上で運用されている一次格付モデル等は、平成25年度にモデルチューニングを実施したが、当該一次格付の運用精度や最終格付との整合度合を安定的に保つために、定期的に運用後のデータを用いてPD推計モデルおよび一次格付基準を評価・検証し、場合によって見直しすることが重要である。
- (7) 一次格付モデル稼働後の直近財務・保証審査・最終格付等のデータを用いて分析を行い、一次格付判定内部ロジックであるPD推計モデル指標の、変数変換等処理の妥当性、指標の有効性、モデルPDの精度、また、モデルPD・財務情報に基づいた格付調整ルールの妥当性・安定性などについて、その評価・検証情報を提供し、また必要な改善に関する提言等必要であり、27年度においても実施が必要。
- (8) 特に、平成27年度においては上記(4)を踏まえたシステム改修を実施することから、現行システム及び新システムの総合的なメンテナンス業務が必要不可欠である。

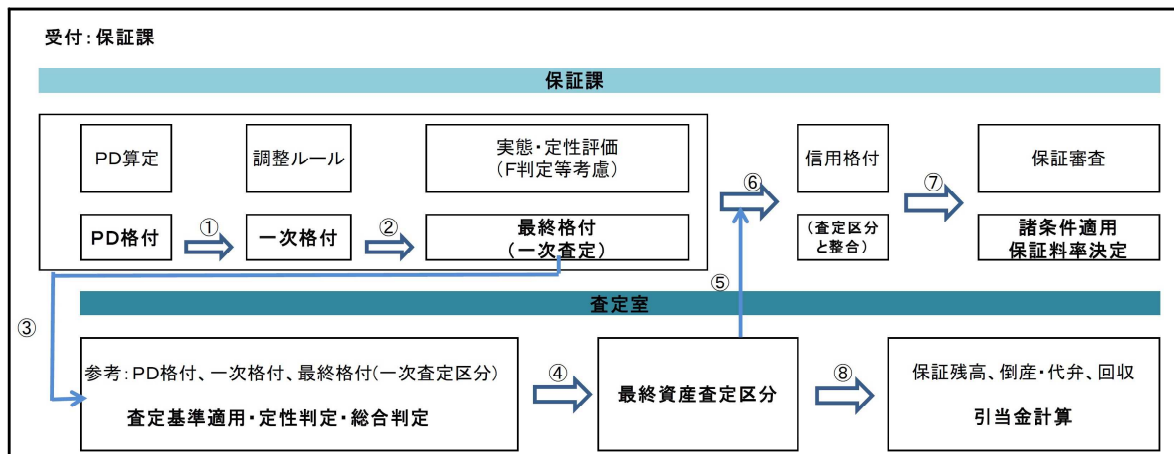
4 業務内容

(1) 情報系システムの改修業務

本仕様書の3(1)～(5)を踏まえた改修内容は以下のとおり。

- ① 一次格付修正プログラム（財務指標の計算式、調整ルール式等の変更）
- ② 信用格付評価（実態評価・定性評価）基準の追加及び最終格付の算出
- ③ 財務情報の更新に伴う格付の自動アップデート機能
- ④ 各種関係帳票、審査画面への反映
- ⑤ その他保証審査業務等で特に必要のあるシステム上の修正
- ⑥ 上記の他、システム検証・実装サポート等（①～⑤の後）

（信用格付付与と資産査定業務のフロー（イメージ図））



(2) 情報系システムにおける格付モデル等のメンテナンス業務

本仕様書の3(6)～(8)を踏まえたメンテナンス業務内容は以下のとおり。

- ① 「情報系システム」における一次格付モデルの稼働に当たり、内部ロジックの妥当性等の分析を行うほか、指定する各種の評価・検証等を提供し、システムの運用に必要なコンサルティング業務を行うこと。
- ② 一次格付ロジックの妥当性の分析
 - 直近財務、保証審査、最終格付、資産査定等のデータを用いた、次に掲げる内部ロジックの分析等
 - ア 保証事故率（PD）算定モデル指標の変数変換等処理の妥当性
 - イ 指標の有効性
 - ウ モデルの精度
 - エ モデルPD、財務情報に基づいた格付調整ルールの妥当性・安定性
 - オ 資産査定結果との整合性の検証
- ③ PD算定モデルの利用指標の有効性（AC値など）、精度（AR値など）の評価と検証
- ④ 調整ルールの妥当性、安定性の確認による、一次格付と最終格付の整合性（資産査定結果との整合性も考慮）の評価と検証

- (①から④の分析・評価・検証業務は、契約期間中1回(分析作業期間は約2ヵ月、契約期間中5回程度の打合せ)実施する。)
- ⑤ 一次格付モデル構築時に使用したデータ及び保証審査データ、定性データ、最終格付データ等を用いた検証と結果内容の取りまとめ
 - ⑥ ①～⑤の検証結果等に基づいた今後の運用上の考慮すべき点、信用基金への各種提言等に関する報告
 - ⑦ 本業務の提出資料は、検証結果として①～⑥を取りまとめた資料を報告書として提出する
 - ⑧ その他、一次格付モデル等に対する信用基金役職員への説明、問合せや相談に対する回答及び必要な調査を実施。

※ メンテナンス業務においては、モデル構築のような、モデルメンテナンス範囲を超える業務、またモデル修正に応じて必要なシステム対応がシステム保守範囲を超える業務が発生する場合には、別途協議する。

5 契約期間：

- ① 仕様書4(1)の期間：契約締結日から平成27年9月30日
- ② 仕様書4(2)の期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

6 受託基準

(1) 受託者の資格

受託者は、以下に掲げる体制に係る要件を満たしていること。

ア. 品質管理等の体制について、ISO9001等の認証を取得していること又はこれらと同水準と認められる品質管理体制を確立していること。

イ. 情報セキュリティ管理体制について、ISMS認証を取得していること又はこれと同水準と認められる情報セキュリティ管理体制を確立していること。

(2) 作業担当者の資格

本件業務に従事する作業担当者は、作業計画の作成、作業遂行に必要な資源の調達、作業体制の確立及び品質等の管理を行える実務経験又は知識を有すること

(3) 情報の提供

受託者は、以下に関する情報を信用基金に提供できること。

- ① 自らの資本関係の情報 (任意様式)
- ② 役員等の情報 (任意様式)
- ③ 受託業務の主たる実施場所 (様式1号)
- ④ 従事者の所属等に関する情報 (様式2号)
- ⑤ 情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る実施内容及び管理体制 (様式3号)

(4) 再委託の制限

- ① 受託者は、業務の全部を第三者に再委託することができない。業務の一部を再委託する場合には、再委託する業務、再委託先等を信用基金に書面 (別紙様式4号)

で提出し、承認を受けること。

- ② 受託者は、機密保持、知的財産権等に関して、本仕様書 6 (5) ~ (7) で提示している受注者の債務を再委託先事業者も負うよう、必要な処置を契約締結前に速やかに実施することとし、その内容を信用基金に書面で提出し、予め承認を得ること。なお、第三者に再委託する場合には、その最終的な責任を受託者が負うこと。

(5) 秘密の保持等

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で信用基金が開示、提供した情報（公知の情報を除く。以下「機密情報」という。）を、機密情報として保持し、原則として本受託業務の目的以外に、外部への持ち出し、第三者への開示、遺漏、公表をしてはならない。
ただし、業務遂行上必要な場合は、信用基金の、書面による事前の承認を得ればこの限りでない。
- ② 受託者は、契約締結時に、機密情報にアクセスできる作業員の選定を行い、信用基金担当者に提出すること。また、人事異動等により変更が生じた際には、速やかに必要事項を修正の上、信用基金担当者に提出すること。
- ③ 受託者は、機密情報を機密にしておくために合理的な安全保証の予防措置をとらなければならない。
- ④ 信用基金が提供する情報は、原則として全て信用基金の所有物であり、受託者は、業務の遂行のためにのみ使用するものとし、その他の目的及び用途で使用してはならない。
- ⑤ 受託者は、機密情報の複製については、原則禁止とする。なお、事前に書面にて信用基金担当者の許可を得た場合についてはこの限りではない。
- ⑥ 受託者は、機密情報を電子メールで送受信する際は、当該機密情報をメール本文には記載せず、パスワードを設定した添付ファイルにて送受信を行うこと。
- ⑦ 受託者は、契約終了後速やかに機密情報の現物、複製、要約及び各業務において直接発生した二次情報を信用基金に返却または廃棄し、一切のこれらの資料を保管しないものとし、その証明書を提出すること。なお、信用基金担当者が別に指示した場合についてはこの限りではない。
- ⑧ 受託者が契約に違反して機密情報及び機密資料（機密情報を書面にしたもの）を外部に持ち出したり、第三者に漏洩したこと等に起因して信用基金または関係機関等が損害を被った場合には、信用基金は受託者に対して損害賠償を請求し、かつ信用基金が適当と考える必要な措置をとる権利を有する。
- ⑨ 受託者は、業務上アクセスし得るデータについて、業務遂行に必要な改ざん、破損、滅失紛失等をすることが無いよう、その保全と安定的な確保のための必要な措置をとらなければならない。

(6) 情報セキュリティ及び個人情報の取扱い

- ① 受託者は情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る履行状況を別紙様式 5号にてとりまとめ、四半期毎（仕様書4(1)の業務については業務完了後）。
- ② 履行状況が不十分と認められた場合は、その改善策（手続きや体制の見直し等）の検討・実施を必須とし、改善策の実施状況や改善の状況について報告すること（別紙様式 6号）。
- ③ 当基金が履行状況の確認等のため必要と認めた場合、情報セキュリティ及び個人情報の取扱いについての監査を実施するため、受託者はこれを受入ること。

(7) サービスレベルの管理

改修及びメンテナンス業務等を実施するに当たり、確保すべき対象サービスの質を、下表のとおり定め、達成状況について報告書としてとりまとめ、信用基金担当者との定例の報告会を通じて報告すること。

サービスレベルを遵守できなかった場合は、その改善策の検討・実施を必須とし、改善策の実施状況や改善の状況については、次回の定例の報告会を通じて報告すること。

サービスレベル目標値

番号	項目	基準
1	信用基金からの問合せ等への一次回答	60分以内
	報告会	定期的な報告会の実施
2	情報セキュリティ及び個人情報保護対策	・セキュリティ事故を発生させない ・報告書の提出
3	成果物	改修プログラムの納品
		報告書等ドキュメント類の提出
4	コンサルティング業務	基金職員によるスムーズな業務に資する手法及び仕組みに関する理解の醸成

7 納入成果物

(1) 仕様書4(1)の業務(情報系システムの改修)

- ① 情報系システム修正に係る設計書及び操作説明書： 一式
- ② 納品検査書： 一式
- ③ 修正モジュール： 一式

※ 修正ソフトウェア一式は、本番環境に組み込むとともにCD-ROMで納品すること。

(2) 仕様書4(2)の業務(情報系システムメンテナンス)

- ① 報告書等ドキュメント： 一式

(3) 納入場所

東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第二電算室及び第二事務室

(4) 納入期日

- ①仕様書4(1)の業務：平成27年7月31日(金)
- ②仕様書4(2)の業務：平成28年3月31日(木)

8 試験、検査及び品質保証

- (1) 本件仕様書で規定する修正要件については、試験及び検査を行うこと。
- (2) 品質検査を行うこと。
- (3) 納入後1年以内に生じた機能障害については、本仕様書の要求項目を満足するように処置すること。

9 作動環境

- (1) サーバ構成(平成27年2月に一部リプレース済)

- ① モデル：Express5800/320Fd-LR NEC製
型番：N8800-140 (CPU：Xeon E5405)
(更新後：Express5800/R320c-E4(4C/E5-2603-W2012) NEC製)
(型番：N8800-186Y (CPU：Xeon E5-2603))
 - ② OS
 - ・Windows Server 2003 R2
(更新後：Windows Server 2012 R2)
 - ・Internet Information Service 6.0以上
 - ③ 言語及びプロダクト
 - ・Microsoft Visual Studio VB.NET 2003 (.Net Framework 1.1)
 - ・VS View等ドキュメント出力用ミドルウェア
 - ・Microsoft Excel 2000
 - ④ DBMS
 - ・Microsoft SQL Server 2000 Standard
(更新後：Microsoft SQL Server 2012 Standard)
 - ⑤ バックアップ装置及びソフト
 - ・DAT72 (更新後：内蔵RDX)
 - ・Symantec Backup Exec (更新後：CA ARCserve Backup r16.5)
 - (2) クライアントPC
 - ① OS
 - ・Windows7 (32bit版)
 - ・Internet Explorer 10以下 (動作検証とれ次第適宜バージョンアップ)
 - ② 使用プロダクト
 - ・Microsoft Excel 2010 (又は下位バージョン(ただし、使用可能なバージョンはExcel2007以上))
 - ・Microsoft Access 2010 (又は下位バージョン(ただし、使用可能なバージョンはAccess2000以上))
 - ・Acrobat Reader 5.0以上
 - (3) 使用回線
社内LAN
- (注) 作動環境については、上記以外で契約期間内において別途更新等する場合がある。

10 その他

詳細については、信用基金担当職員と打ち合わせの上で業務を行うものとする。

以上

(様式1号)

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届出書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

印

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報システム」の改修及びメンテナンス等業務においては、情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る作業場所について、下記のとおり届けます。

記

所在地

所在地 : (所在住所)
名称 : (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容 : (当該作業場所で行う作業の詳細)

<所在地が複数ある場合は作業場所ごとに追加すること>

以上

(様式2号)

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る
作業責任者及び作業従事者に関する届出書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

㊞

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報系システム」の改修及びメンテナンス等業務においては、情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者について、下記のとおり届けます。

記

<作業責任者>

役職・氏名	
経歴・資格	
国籍	

<作業従事者>

氏名	所属	実績の有無	国籍

<記述欄が足りない場合は、別紙により補足すること>

以上

(様式3号)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地
事業者名
代表者

印

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る 実施内容及び管理体制に関する届出書

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報系システム」の改修及びメンテナンス等業務においては、情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る実施内容及び管理体制について、下記のとおり届けます。

記

1. 情報セキュリティを確保するための体制・実施内容
2. 個人情報を含む重要な情報の管理方法等
3. 情報セキュリティが侵害、又は侵害のおそれがないか
(ある場合はその内容を記載)

ある / ない

(様式4号)

再委託承認申請書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地
事業者名
代表者

印

林業信用保証業務における信用格付と資産査定結果の整合性確保に係る「情報システム」の改修及びメンテナンス等業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

委託先名	住所 名称(会社名) 代表者名
委託する理由	
委託して 処理する内容	
委託先が 取り扱う情報	
委託者における安全性 及び信頼性を確保する 対策並びに委託者に対 する管理及び監督の方 法	(必要があれば、別紙により補足すること)

(様式5号)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地

事業者名

代表者

印

情報セキュリティ対策及び個人情報保護の取扱いに係る履行状況について（報告用）

標記の履行状況について、次のとおり相違ないことを報告します。

項目	確認事項	履行状況	
1 基本的事項	機密情報及び個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、セキュリティ事故が発生することのないよう適切に取り扱っている。	いる	いない
2 管理体制等	受託業務の従事者を限定する等、情報セキュリティの管理体制を整備している。	いる	いない
3 教育の実施	責任者及び従事者に対し、遵守事項の内容を周知徹底しその遵守に必要となる教育を行っている。	いる	いない
4 秘密の保持	責任者及び従事者に対し、機密情報及び個人情報を他に漏らすことのないよう周知徹底している。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。	いる	いない
5 目的外利用及び第三者への提供の禁止	機密情報及び個人情報を契約の目的外に利用していない。また、第三者に提供していない。	いる	いない
6 再委託の禁止又は制限	再委託者等の第三者に取り扱わせていない。	いる	いない
	独立行政法人農林漁業信用基金の承諾を得て、再委託をしているが、再委託者に遵守事項の規定を遵守させている。		
7 情報の授受	機密情報及び個人情報の授受は、届出の責任者及び従事者に限定している。	いる	いない
	個人情報を電子メールで送信していない。	いる	いない
	個人情報以外の重要な情報を電子メールにより送信するときは、添付ファイル	いる	いない

	とし、ファイルのパスワード設定又はデータを暗号化している。		
	機密情報及び個人情報を格納した記憶媒体を送付するときは、ファイルのパスワード設定又はデータを暗号化している。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を含む印刷物及び記憶媒体を送付するときは、特定記録郵便等により送付している。	いる	いない
8 情報の管理	機密情報及び個人情報は、社外への持ち出しや複製をしていない。	いる	いない
	独立行政法人農林漁業信用基金の承諾を得て、社外への持ち出しや複製をしているが、持出し管理簿などにより記録をしている。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を含む印刷物及び記憶媒体は、届出の従事者以外の者が利用できないよう施錠管理している。	いる	いない
	機密情報及び個人情報を含む印刷物及び記憶媒体を廃棄または再利用する時は独立行政法人農林漁業信用基金の指示する方法によっている。	いる	いない
	届出の従事者以外の者が機密情報及び個人情報にアクセスできないようアクセス管理を行っている。	いる	いない
	機密情報及び個人情報の保管または処理に従事者等の私物のパソコン等の機器、記憶媒体を使用していない。	いる	いない
	パソコン等の機器を構成するOS、ソフトウェア等に必要に応じて修正プログラムを適用している。	いる	いない
9 事故発生時の対処	機密情報及び個人情報の漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合に備え、独立行政法人農林漁業信用基金に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備している。	いる	いない
	機密情報及び個人情報の漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合、直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じる体制を構築している。	いる	いない

(別紙様式 6 号)

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

所在地
事業者名
代表者

印

情報セキュリティ対策及び個人情報の取扱いに係る履行状況について（報告用）
（改善策の実施状況や改善の状況）

標記の件について、下記のとおり報告します。

記

1. 改善策

2. 改善策の実施状況等

以上